



熊本県公報

第11730号
平成20年8月15日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○建築士を対象とする講習会の指定	(建築課) 1
○指定居宅サービス事業所の指定(訪問看護)	(高齢者支援総室) 2
○指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防訪問看護)	(") 2
○道路区域の変更	(道路保全課) 2
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 2
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(") 3
○道路区域の変更	(道路保全課) 3
○生活保護法の規定による指定介護機関の指定	(社会福祉課) 3
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 6
○開発行為工事完了公告	(建築課) 7
○開発行為工事完了公告	(") 7
○開発行為工事完了公告	(") 7
○土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課) 7
○土地改良事業の工事完了	(") 8
○土地改良事業の工事完了	(") 9
○熊本県病院事業業務状況の公表	(障害者支援総室) 9
○農業振興地域の区域の変更	(農林水産政策課) 19
○農業振興地域の区域の変更	(") 19
○農業振興地域の区域の変更	(") 19
○農業振興地域の区域の変更	(") 20
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 20
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見	(") 21
登 載 依 頼	
○指導力不足教員等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則	(義務教育課) 22

告 示

熊本県告示第740号

建築士を対象とする講習の指定に関する要項第3条第1項の規定に基づき指定したので、同要項第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施法人の名称及び住所
社団法人 熊本県建築士会 熊本市神水一丁目3番7号
- 2 定期講習又は特別講習の別
特別講習
- 3 講習の名称、目的及び対象者
 - (1) 名 称
すべての建築士のための総合研修
 - (2) 目 的
建築士一般に対して、建築士の社会的責務を認識させるとともに企画・設計・工事監理、業務の進め方、新しい建築技術等に関する知識を付与することにより、建築士の資質の向上を図り、もって建築設計、工事監理業務の健全な発展と建築物の質の向上に寄与することを目的とする。
 - (3) 対象者
建築士一般
- 4 講習の実施日並びに実施会場及びその所在地
 - (1) 実施日 平成20年9月27日
 - (2) 実施会場 熊本県立劇場地下大会議室
 - (3) 所在地 熊本市大江二丁目7番1号

熊本県告示第741号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問看護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション なかよし 熊本市尾ノ上三丁目1番34号	医療法人社団仁風会	平成20年8月10日

熊本県告示第742号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問看護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション なかよし 熊本市尾ノ上三丁目1番34号	医療法人社団仁風会	平成20年8月10日

熊本県告示第743号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年8月15日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	八代市坂本町荒瀬字谷平 5550番3地先から 同町荒瀬字合志野山 5257番3地先まで	前	13.1 ～ 19.9	202.0	築堤護岸工事
			後	13.2 ～ 24.1	202.0	

2 区域を変更する期日 平成20年8月15日

熊本県告示第744号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県人吉市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
人吉市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第745号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
 平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県人吉市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
人吉市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年8月15日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	植木インター菊池線	鹿本郡植木町大字舟島字塘上 497番地先から 同所 447番1地先まで	前	9.9 ～ 11.8	207.9	道路法 第24条 工事
			後	10.9 ～ 20.3	207.9	

2 区域を変更する期日 平成20年8月15日

熊本県告示第747号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(認知症対応型通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
桜の丘認知症対応型通所介護事業所 上益城郡甲佐町西寒野1161番地	社会福祉法人綾友会 上益城郡甲佐町西寒野1161番地	平成18年4月1日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーション葉山苑 玉名郡玉東町木葉348番地	社会福祉法人啓世会 玉名郡玉東町木葉348番地	平成18年4月1日
医療法人村上会ひまわりヘルパーステーション 上天草市松島町合津1068番地1	医療法人村上会 上天草市姫戸町姫浦2528番地6	平成18年4月1日
昭和ケアサービス 八代市塩屋町2番地26	有限会社昭和タクシー 八代市塩屋町2番地26	平成18年9月12日
訪問介護ステーションきくち 菊池市隈府888番地	社会福祉法人菊池市社会福祉協議会 菊池市隈府888番地	平成18年4月1日
荒尾ヘルパーステーション 荒尾市荒尾2580番地	有限会社ワーク・ホリック 荒尾市荒尾2580番地	平成18年4月1日
ヘルパーステーション阿蘇ふれあい 阿蘇市内牧601番地6	医療法人社団起幸会 熊本市近見八丁目14番55号	平成18年4月1日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
和水町デイサービスセンター 玉名郡和水町江田4025番地	和水町 玉名郡和水町江田3886番地	平成20年4月1日
デイサービス草泊まり 阿蘇市内牧601番地6	医療法人社団起幸会 熊本市近見八丁目14番55号	平成18年4月1日
阿蘇みやま荘デイサービスセンター 阿蘇市黒川1365番地	阿蘇広域行政事務組合 阿蘇市跡ヶ瀬177番地	平成18年4月1日
老人デイサービスセンター葉山苑 玉名郡玉東町木葉348番地	社会福祉法人啓世会 玉名郡玉東町木葉348番地	平成18年4月1日

(介護予防通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
新谷医院デイケアセンター 天草市五和町鬼池162番地	新谷医院 天草市五和町鬼池162番地	平成18年4月1日
老人保健施設ブルーマリン天草 天草市五和町御領9133番地	医療法人一陽会 天草市五和町御領9093番地	平成18年4月1日

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ショートステイ葉山苑 玉名郡玉東町木葉348番地	社会福祉法人啓世会 玉名郡玉東町木葉348番地	平成18年4月1日
特別養護老人ホーム阿蘇みやま 荘 阿蘇市黒川1365番地	阿蘇広域行政事務組合 阿蘇市跡ヶ瀬177番地	平成18年4月1日

(介護予防短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
老人保健施設ブルーマリン天草 天草市五和町御領9133番地	医療法人一陽会 天草市五和町御領9093番地	平成18年4月1日

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社コーセイ商事 上益城郡甲佐町岩下123番地 3	有限会社コーセイ商事 上益城郡甲佐町岩下123番地 3	平成18年4月1日
豊田実業株式会社 水俣市古賀町二丁目6番16号	豊田実業株式会社 水俣市浜松町5番15号	平成18年4月1日
有限会社エンゼル 菊池郡菊陽町津久礼3439番 地5	有限会社エンゼル 菊池郡菊陽町津久礼2227番 地	平成18年4月1日
株式会社西金物店 球磨郡多良木町多良木566番 地	株式会社西金物店 球磨郡多良木町多良木566番 地	平成18年4月1日
エール介護サービス 菊池郡菊陽町津久礼3115番 地2	豊田実業株式会社 水俣市浜松町5番地15	平成18年4月1日

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホームひめど 上天草市姫戸町姫浦2544番 地6	社会福祉法人姫戸福祉会 上天草市姫戸町姫浦3055番 地106	平成18年4月1日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社コーセイ商事 上益城郡甲佐町岩下123番地 3	有限会社コーセイ商事 上益城郡甲佐町岩下123番地 3	平成18年4月1日

豊田実業株式会社 水俣市古賀町二丁目6番16号	豊田実業株式会社 水俣市浜松町5番15号	平成18年4月1日
有限会社エンゼル 菊池郡菊陽町津久礼3439番地5	有限会社エンゼル 菊池郡菊陽町津久礼2227番地	平成18年4月1日
株式会社西金物店 球磨郡多良木町多良木566番地	株式会社西金物店 球磨郡多良木町多良木566番地	平成18年4月1日
エール介護サービス 菊池郡菊陽町津久礼3115番地2	豊田実業株式会社 水俣市浜松町5番地15	平成18年4月1日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社コーセイ商事 上益城郡甲佐町岩下123番地3	有限会社コーセイ商事 上益城郡甲佐町岩下123番地3	平成18年4月1日
豊田実業株式会社 水俣市古賀町二丁目6番16号	豊田実業株式会社 水俣市浜松町5番地15	平成18年4月1日
有限会社エンゼル 菊池郡菊陽町津久礼3439番地5	有限会社エンゼル 菊池郡菊陽町津久礼2227番地	平成18年4月1日
株式会社西金物店 球磨郡多良木町多良木566番地	株式会社西金物店 球磨郡多良木町多良木566番地	平成18年4月1日
エール介護サービス 菊池郡菊陽町津久礼3115番地2	豊田実業株式会社 水俣市浜松町5番地15	平成18年4月1日

(居宅介護支援)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
共生 下益城郡美里町中郡983番地1	有限会社弘潤社 下益城郡美里町中郡983番地1	平成20年4月24日

公 告

熊本県公告第555号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン八代
八代市建馬町参号6番
- 2 変更しようとする事項
駐車場の位置及び収容台数
変更前 2, 227台

- 変更後 2, 191台
- 3 変更する年月日
平成21年4月3日
- 4 変更する理由
八代市中心市街地活性化基本計画に基づく「水辺のプロムナード」整備計画により、店舗裏側駐車場の一部が減少するため
- 5 届出年月日
平成20年8月1日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課
平成20年8月15日から平成20年12月15日まで

熊本県公告第556号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字塘下3108番2
365.57平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字原水2790番地ヴェルドミール101号
加藤 友亮
加藤 直子

熊本県公告第557号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字南方644番5
496.66平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字津久礼2345番地4
佐藤 竜一

熊本県公告第558号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字塘下3108番1
336.74平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡大津町大字室257番地
佐々木 進
佐々木 佐綾

熊本県公告第559号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	堂ヶ原	平成19年11月13日	平成20年3月14日	山鹿市

熊本県公告第560号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	羊角湾周 辺（木原 工区） （天草市）	平成12年8月18日	平成19年3月5日	熊本県
農業用 排水施設	羊角湾周 辺二期 （浜里工 区） （天草市）	平成18年10月5日	平成19年3月22日	熊本県
区画整理	苓北（鶴 工区） （苓北町）	平成12年12月15日	平成18年10月23日	熊本県
区画整理	苓北（小 松1工区 ） （苓北町）	平成14年5月29日	平成18年10月23日	熊本県
農業用道 路	苓北（小 松農道工 区） （苓北町）	平成14年9月25日	平成15年3月31日	熊本県
農業用道 路	苓北（福 連木農道 工区） （天草市）	平成14年10月2日	平成16年3月16日	熊本県
区画整理	苓北二期 （西の木 葉工区） （天草市）	平成14年9月25日	平成19年8月30日	熊本県
区画整理	苓北二期 （轟工区） （苓北町）	平成15年8月27日	平成20年3月3日	熊本県
農業用道 路	苓北二期 （徳道農 道工区） （苓北町）	平成15年12月19日	平成19年8月21日	熊本県
農業用道 路	苓北二期 （船場農 道工区） （苓北町）	平成15年7月16日	平成19年8月21日	熊本県
農業用道 路	苓北二期 （野分農 道工区） （苓北町）	平成17年9月14日	平成19年8月21日	熊本県
農業用 排水施設	志岐 （苓北町）	平成14年12月11日	平成17年2月26日	熊本県

熊本県公告第561号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	上井手大津（大津町、菊陽町）	平成16年9月16日	平成20年6月25日	熊本県
農業用排水施設、農業用道路	加恵高島（菊池市）	平成13年10月9日	平成20年3月31日	熊本県
区画整理	花房北部（第3工区）（菊池市）	平成15年12月16日	平成20年6月26日	熊本県
農業用排水施設、農業用道路	岩坂南（大津町、西原村）	平成12年10月13日	平成20年3月21日	熊本県

熊本県公告第563号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定に基づき、熊本県病院事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成19年度 下期

熊本県病院事業
業務状況説明書

熊本県病院局

熊本県病院事業業務状況説明書

熊本県病院事業の平成19年度下期（平成19年10月1日から平成20年3月31日まで）における業務の状況は次のとおりである。

1 事業の概要

(1) 概況

今期の外来患者は、延人数18,325人、1日平均126.4人で、前年度同期と比較すると、延人数169人、1日平均0.3人の増となっている。

また、入院患者は、延人数30,670人、1日平均167.6人、病床利用率83.8%で、前年度同期と比較すると、延人数2,086人、1日平均12.4人、病床利用率6.2%の減となっている。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延人数	3,356	3,270	3,051	2,865	2,955	2,828	18,325
1日平均	129.1	136.3	132.7	124.6	123.1	113.1	126.4

② 入院患者の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
定床	200	200	200	200	200	200	
延人数	5,384	5,339	5,450	5,457	4,837	4,203	30,670
1日平均	173.6	177.9	175.8	176.0	166.7	135.5	167.6
利用率	86.8%	89.0%	87.9%	88.0%	83.4%	67.8%	83.8%

③ 入退院調

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入院者数	40	28	28	15	20	20	151
退院者数	39	23	31	19	35	55	202
月末患者数	173	178	175	171	156	121	

④ 外来患者病名別調 (延人数)

			10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
統合失調症			1,447	1,391	1,325	1,258	1,345	1,272	8,038
そううつ病			906	816	751	726	753	728	4,680
脳器 質性	認 知 症	アルツ型	64	72	61	53	48	45	343
		脳血管性 ・その他	21	22	17	21	16	14	111
	その他		27	20	16	15	17	15	110
中毒性	アルコール		119	113	122	115	104	94	667
	覚醒剤		3	1	3	1	2	3	13
	その他		4	4	6	7	9	11	41
その他の精神病			137	137	140	136	122	120	792
精神遅滞			3	3	3	2	3	2	16
人格障害			9	5	10	6	8	7	45
神経症			s	398	404	351	358	359	1,870
てんかん			36	29	24	36	29	33	187
その他の精神疾患			171	259	169	138	141	125	1,003
合計			2,947	3,270	3,051	2,865	2,955	2,828	17,916

※延人数……患者それぞれの外来通院日数の合計

⑤ 入院患者病名別調 (延人数)

			10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
統合失調症			2,514	2,703	2,694	2,636	2,353	2,425	15,325
そううつ病			833	842	954	1,001	953	878	5,461
脳器 質性	認 知 症	アルツ型	657	604	622	590	428	146	3,047
		脳血管性 ・その他	480	345	344	324	244	86	1,823
	その他		59	30	31	31	34	33	218
中毒性	アルコール		254	270	250	278	236	210	1,498
	覚醒剤		8	23	22	31	19		103
	その他		31	30	9				70
その他の精神病			365	260	302	349	348	235	1,859
精神遅滞									0
人格障害									0
神経症			152	202	191	186	193	159	1,083
てんかん									0
その他精神疾患			31	30	31	31	29	31	183
合計			5,384	5,339	5,450	5,457	4,837	4,203	30,670

※延人数……患者それぞれの入院日数の合計

(3) 職員の状況

(単位：人)

職 種 別	H19.3.31 現在	H20.3.31 現在
医 師	7	7
医 療 技 術 職 員	11	11
看 護 師	74	72
准 看 護 師	3	2
事 務 職 員	11	11
技 能 労 務 職 員	4	4
計	110	107

2 経理の状況

(1) 損益計算書（平成19年10月1日から平成20年3月31日まで）

(単位：円)

医業収益	520,856,514	
医業費用	1,131,191,942	
当期営業損失		610,335,428
医業外収益	429,009,280	
医業外費用	60,654,394	
当期経常損失		241,980,542

(2) 平成19年度決算の状況

① 損益計算書

(単位：円)

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

1 医業収益

(1) 入院収益	878,724,415		
(2) 外来収益	193,801,070		
(3) その他医業収益	6,108,250	1,078,633,735	

2 医業費用

(1) 給与費	1,272,625,313		
(2) 材料費	106,013,532		
(3) 経費	231,877,651		
(4) 減価償却費	143,899,889		
(5) 資産減耗費	5,333,715		
(6) 研究研修費	2,737,088	1,762,487,188	

営業損失			683,853,453
------	--	--	-------------

3 医業外収益

(1) 受取利息	3,259,727		
(2) 一般会計負担金	851,176,000		
(3) その他医業外収益	4,388,442	858,824,169	

4 医業外費用

(1) 支払利息及び企業 債取扱諸費	121,824,109		
(2) 雑損失	320,298	122,144,407	736,679,762

経常利益			52,826,309
------	--	--	------------

5 特別利益

0	0		
---	---	--	--

6 特別損失

0	0		0
---	---	--	---

当年度純利益			52,826,309
--------	--	--	------------

前年度繰越欠損金			981,107,153
----------	--	--	-------------

当年度未処理欠損金			928,280,844
-----------	--	--	-------------

② 貸借対照表

(単位：円)

(平成20年3月31日)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地 283,278,583

ロ 建物 4,918,537,522

減価償却累計額 1,227,495,305 3,691,042,217

ハ 構築物 522,230,400

減価償却累計額 266,657,101 255,573,299

ニ 器械備品 400,340,690

減価償却累計額 308,128,213 92,212,477

ホ 車輛 18,043,050

減価償却累計額 13,653,856 4,389,194

ヘ 建設仮勘定 0

有形固定資産合計 4,326,495,770

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権 240,832無形固定資産合計 240,832

固定資産合計 4,326,736,602

2 流動資産

(1) 現金預金 1,615,829,553

(2) 未収金 423,161,026

(3) 貯蔵品 2,978,322

(4) その他流動資産 0

流動資産合計 2,041,968,901資産合計 6,368,705,503

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 退職給与引当金 153,000,000

(2) 修繕引当金 19,256,871

固定負債合計 172,256,871

4 流動負債

(1) 未払金 281,854,691

(2) 預り金 6,123,650

(3) その他流動負債 0

流動負債合計 287,978,341

負債合計 460,235,212

資 本 の 部

5 資本金

(1) 自己資本金 2,089,986,924

(2) 借入資本金

イ 企業債 4,035,278,073借入資本金合計 4,035,278,073

資本金合計 6,125,264,997

6 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額 155,049,830

ロ 補助金 384,417,000

資本剰余金合計 539,466,830

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金 172,019,308

ロ 当年度未処理欠損金 928,280,844利益剰余金合計 △756,261,536剰余金合計 △216,794,706資本合計 5,908,470,291負債資本合計 6,368,705,503

③ 剰余金計算書

(単位:円)

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

利 益 剰 余 金 の 部

I 減債積立金

1 前年度末残高	172,019,308	
2 前年度繰入額	0	
3 当年度処分額	<u>0</u>	
4 当年度末残高		172,019,308

II 利益積立金

1 前年度末残高	0	
2 前年度繰入額	0	
3 当年度処分額	<u>0</u>	
4 当年度末残高		<u>0</u>
積立金合計		<u><u>172,019,308</u></u>

III 欠損金

1 前年度未処理欠損金		981,107,153
2 前年度欠損金処理額		
(1) 利益積立金繰入額	0	
(2) 利益積立金以外の利益剰余金繰入額	0	
(3) 資本剰余金繰入額	<u>0</u>	<u>0</u>
繰越欠損金年度末残高		981,107,153
3 当年度純利益		<u>52,826,309</u>
当年度未処理欠損金		<u><u>928,280,844</u></u>

資 本 剰 余 金 の 部

I 受贈財産評価額

1 前年度末残高	155,049,830	
2 前年度処分額	0	
3 当年度発生額	0	
4 当年度処分額	<u>0</u>	
5 当年度末残高		155,049,830

II 補助金

1 前年度末残高	384,417,000	
2 前年度処分額	0	
3 当年度発生額	0	
4 当年度処分額	<u>0</u>	
5 当年度末残高		<u>384,417,000</u>
翌年度繰越資本剰余金		<u><u>539,466,830</u></u>

④ 欠 損 金 処 理 計 算 書

(単位:円)

1	当年度未処理欠損金		928,280,844
2	欠損金処理額		
(1)	利益積立金繰入額	0	
(2)	利益積立金以外の利益剰余金繰入額	0	
(3)	資本剰余金繰入額	<u>0</u>	<u>0</u>
3	翌年度繰越欠損金		<u><u>928,280,844</u></u>

3 平成20年度の経営方針

平成20年4月1日から地方公営企業法の全部が適用され、経営の自主性・機動性が高まったことから、これまで以上に効果的・効率的な経営改善の取り組みを推進し、安定的な経営基盤の確立を図る。

一方で、平成20年3月末で複数の常勤医師が退職したが、後任医師の確保が極めて困難な状況の中で、大学等関係機関に働きかけ、常勤医師の確保に努め、質の高い医療の継続を図り、安定的な経営につなげる。

4 平成20年度当初予算の概要

(1) 事業の予定量

病床数	150床	
入院患者	48,545人	(1日平均 133人)
外来患者	32,230人	(1日平均 110人)

注) 平成20年4月1日から200床中50床を休床中。

(2) 収益的収入及び支出の予定

(単位：千円)

病院事業収益	1,558,199	医業収益	842,860
		医業外収益	715,339
病院事業費用	1,557,733	医業費用	1,440,451
		医業外費用	117,232
		予備費	50

(3) 資本的収入及び支出の予定

(単位：千円)

資本的収入	165,042	一般会計出資金	165,042
資本的支出	275,527	建設改良費	111,863
		企業債償還金	163,664

熊本県公告第564号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、和水町の農業振興地域の区域を次のとおり変更する。
平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農業振興地域名

新	和水農業振興地域
旧	菊水農業振興地域、三加和農業振興地域

2 範囲

和水町久米野、竈門、江田、瀬川、江栗、久井原、長小田、内田、下津原、志口永、岩尻、大屋、焼米、米渡尾、榎原、日平、前原、原口、藤田、上和仁、中和仁、和仁、東吉地、西吉地、中林、上十町、山十町、中十町、上板楠、板楠、野田、大田黒、津田、平野及び岩の全域並びに高野、用木、萩原及び蜻浦の一部（別図に定める範囲）

3 規模

9,558ヘクタール

（別図省略）

4 区域の変更を必要とする理由

市町村合併に伴い、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められるため、農業振興地域を統合する。

5 関係図面

熊本県農林水産部農林水産政策課及び和水町経済課にて縦覧に供する。

熊本県公告第565号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、氷川町の農業振興地域の区域を次のとおり変更する。
平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農業振興地域名

新	氷川農業振興地域
旧	竜北農業振興地域、宮原農業振興地域

2 範囲

氷川町大字島地、鹿島、鹿野、網道、河原、野津、新田、高塚、大野、吉本、若洲、宮原栄久、今、宮原、立神、有佐及び中島の全域並びに大字椿及び早尾の一部（別図に定める範囲）

3 規模

3,247ヘクタール

（別図省略）

4 区域の変更を必要とする理由

市町村合併に伴い、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められるため、農業振興地域を統合する。

5 関係図面

熊本県農林水産部農林水産政策課及び氷川町農業振興課にて縦覧に供する。

熊本県公告第566号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、芦北町の農業振興地域の区域を次のとおり変更する。
平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農業振興地域名

新	芦北農業振興地域
旧	田浦農業振興地域、芦北農業振興地域

2 範囲

芦北町大字豊岡の全域並びに大字田浦、田浦町、小田浦、海浦、波多島、井牟田、横居木、大尼田、伏木氏、宮浦、立川、天月、告、国見、大岩、黒岩、海路、上原、吉尾、大野、田川、八幡、花岡、松生、桑原、道川内、鶴木山、佐敷、乙千屋、白岩、計石、塩浸、白木、市野瀬、女島、大川内、米田、丸山、高岡、古石、湯浦及び宮崎の一部（別図に定める範囲）

3 規模

13,144ヘクタール

（別図省略）

- 4 区域の変更を必要とする理由
市町村合併に伴い、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められるため、農業振興地域を統合する。
- 5 関係図面
熊本県農林水産部農林水産政策課及び芦北町農林水産課にて縦覧に供する。

熊本県公告第567号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、天草市の農業振興地域の区域を次のとおり変更する。
平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農業振興地域名

新	天草農業振興地域
旧	本渡農業振興地域、牛深農業振興地域、有明農業振興地域、御所浦農業振興地域、倉岳農業振興地域、栖本農業振興地域、新和農業振興地域、五和農業振興地域、天草農業振興地域、河浦農業振興地域

2 範囲

天草市本渡町本泉、亀場町食場、栢宇土町栢宇土甲、栢宇土町栢宇土乙、本町本、本町新休、本町下河内、宮地岳町、二浦町早浦、栖本町打田、新和町小宮地、新和町碓石、五和町御領、五和町手野一丁目、五和町手野二丁目、五和町城河原一丁目、五和町城河原二丁目、五和町城河原三丁目、河浦町立原、河浦町新合、河浦町今田、河浦町白木河内、河浦町久留、河浦町路木及び河浦町今富の全域並びに本渡町本渡甲、本渡町本渡乙、本渡町本戸馬場、本渡町広瀬、亀場町亀川、志柿町、下浦町、楠浦町、佐伊津町、牛深町、久玉町、魚貫町、深海町、二浦町亀浦、有明町楠浦、有明町大浦、有明町須子、有明町赤崎、有明町上津浦、有明町下津浦、有明町小島子、有明町大島子、御所浦町御所浦、御所浦町牧島、御所浦町横浦、倉岳町浦、倉岳町棚底、倉岳町宮田、栖本町河内、栖本町馬場、栖本町湯船原、栖本町古江、新和町大宮地、新和町大多尾、新和町中田、五和町鬼池、五和町二江、天草町福連木、天草町下田北、天草町下田南、天草町高浜北、天草町高浜南、天草町大江、天草町大江軍浦、河浦町河浦、河浦町崎津及び河浦町宮野河内の一部（別図に定める範囲）

3 規模

57, 458ヘクタール

（別図省略）

4 区域の変更を必要とする理由

市町村合併に伴い、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められるため、農業振興地域を統合する。

5 関係図面

熊本県農林水産部農林水産政策課及び天草市農業振興課にて縦覧に供する。

熊本県公告第568号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同条第4項及び同法第6条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東部ショッピングセンター
熊本市桜木六丁目6番1号

2 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
 変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 変更前 午前9時30分から午後8時30分まで
 変更後 午前8時30分から午後10時30分まで

3 変更する年月日

平成20年7月31日

4 届出年月日

平成20年7月29日

5 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課
平成20年8月15日から平成20年12月15日まで

熊本県公告第569号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき平成20年3月18日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により御船町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成20年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス御船店
上益城郡御船町大字辺田見字中道148番1ほか
- 2 市町村意見の概要
 - (1) 周辺住民の不安解消について
当該店舗の新設については、大規模小売店舗立地法適用開発であるため、住民説明会等における住民の意見や要望など住民の意向をくみ取っていただき、造成工事や店舗建設、オープン後の管理等に対応してください。
同地区においては、雨水処理について苦慮していることから、他の開発事業者と同様に下流域の水路管理者（御船中央土地改良区）と協議すること。
 - (2) 防犯対策について
夜間入りの営業時間のため、若者の非行の場及び暗闇の穴場を作らないよう、夜間は出入りができないよう鍵を掛け十分に対処すること。
また、児童生徒が事件・事故に巻き込まれないよう防犯対策（歩道の確保、スクールゾーン）を講ずること。
 - (3) 光害の防止について
周囲が水田のため、照明について、向き、強さ、遮光、時間に配慮する等照明を必要最小限にとどめ、光害の防止に努めること。
 - (4) 消防水利について
開発地周辺には消防水利がなく、消防法20条1項に基づき事前協議のとおり、消火栓の設置並びに消火栓用ホース格納箱の設置をお願いしたい。また、敷地内の火災はもとより隣接地域での火災等の際には、消火活動の水利として消防団等が使用可能であることを要望します。
 - (5) 水道について
下記事項を踏まえて給水計画を確定し、水道課と再度協議すること。
ア 申請地への給水については、国道歩道埋設下、铸铁管（DCIP）Φ150ミリメートルから分岐し、口径サイズについては、将来の土地利用計画を見越したものとし、分岐口にバルブ類を設置すること。
イ 施工に關しては、上下水道同時施工とし、下水道掘削部分に上水道管を埋設し、土破りは概ね公道部600ミリメートル以上、宅内300ミリメートル以上の高さとし、下水道管等の構造物との離隔は30センチメートル以上確保すること。工程については、関係機関と連携し、工期短縮、経費削減等に努めること。
ウ 御船町指定給水工事店による施工が大前提であるため、十分調査のうえ業者を選定すること。
エ 給水検査は開発完了提出後、開発検査と同時期に実施するため、営業開始日に合わせて工事を計画的に進めること。
 - (6) 建設について
ア 宅内雨水処理について検討し、特に、下流域への影響を考慮し、駐車場の透水性舗装及び建物の雨水処理用としての浸透ますを設置すること。
イ 農道については農作業に支障がないよう配慮すること。
ウ 開発に伴う景観を考慮し、魅力ある沿道景観の創造を目指し、屋外広告物等に対する事業者の協力をお願いしたい。
 - (7) 地域経済等への配慮について
ア 下流農地への雨水影響に配慮し、雨水排水対策を実施すること。
イ 地域づくりへの取組や各種団体及び地域イベントに参加協力をすること。
ウ 地域経済の安定と向上のため、地元雇用の促進を図ること。
 - (8) 児童生徒の通学路の安全確保について
今回の開発工事箇所は児童生徒の通学路が接しており、安全確保のため、下記事項を要望します。
ア 工事着工前に、御船町教育委員会及び御船小・中学校に工事予定表を提出すること。
イ 工事車の出入口にはガードマン等を配置すること。
ウ 工事範囲がわかるようボード等で囲むこと。
エ 工事中であることがわかるよう立て札、旗等を立てること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局総務振興課
平成20年8月15日から平成20年9月15日まで

登 載 依 頼

指導力不足教員等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年8月15日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

熊 本 県 教 育 委 員 会 規 則 第 1 8 号

指導力不足教員等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則
指導力不足教員等の取扱いに関する規則（平成15年教育委員会規則第1号）の一部を
次のように改正する。

趣旨を次のように改める。
指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則
第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第16
2号）第47条の2並びに教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条の2及
び同法第25条の3の規定の趣旨に基づき、児童又は生徒（以下「児童等」という）に
対する指導が不適切な教諭等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中「教員」を「『教諭等』」に、「養護教諭、助教諭、養護助教諭」を「助
教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭」に改め、同条第2項中「指導力不足教員等」を
「『指導が不適切な教諭等』」に、「精神性疾患」を「精神疾患」に、「教員」を「教諭
等」に改め、「理由により、」の次に「教員として求められる資質能力に課題があるため、
日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教諭等のうち、研修によって指導の
改善が見込まれる者であり、」を加え、同条第3項「この規則において『指導改善研修』
とは、教育公務員特例法第25条の2第1項に規定する研修をいう。」を加える。

第3条見出し中「報告」を「申請」に改め、同条第1項中「教員」を「教諭等」に、「意
見を付して、」の次に「当該教諭の指導改善、研修の受講を」を加え、「報告」を「申請」
に改め、同条第2項中「教員」を「教諭等」に、「報告」を「申請」に改め、「意見を付
して、」の次に「当該教諭の指導改善研修の受講を」を加える。

第4条第1項中「報告された教員が指導力不足教員等に該当するか否かの判断を行う」
を「申請された教諭等が指導が不適切な教諭等に該当するか否か及び指導改善研修終了時
における指導の改善の程度を判断する」に、「専門家」を「教育公務員特例法第25条の
2第5項の規定に基づく専門家等」に改める。

第5条を次のように改める。

（認定等）

第5条 県教育委員会は、判定審議会が当該教諭等が指導が不適切な教諭等
に該当するかどうかを判断した場合に、指導が不適切な教諭等と認定する。
なお、県教育委員会は必要に応じて、第3条の規定により申請を行った市町村教育委
員会又は県立学校長に、関係資料の提出及び追加報告を求めるとともに、当
該教諭等が所属する学校の校長及び当該教諭等の意見を聴くことができる。

2 県教育委員会は、前項の規定により指導が不適切な教諭等に該当すると認定した当該
教諭等に必要なる指導改善研修を講ずるものとする。

3 県教育委員会は、当該教諭等が前項に規定する指導改善研修終了時、当該教諭及び指
導改善研修を実施した機関等の意見を付して、指導の改善の程度について判定審議会に
諮問するものとする。

4 判定審議会は、前項の指導の改善の程度について、次の各号の区分により答申を行う。

- (1) 指導が改善し、児童等に対して適切に指導を行える程度
- (2) 児童等に対する指導が不適切であるが、更に指導改善研修を行えば、適切に指導
を行える程度までの改善が見込まれる程度（指導改善研修を開始した日から延長し
ても1年6ヶ月を超えない範囲内）
- (3) 児童等に対する指導が不適切であり、適切に指導を行える程度まで改善する余地
がない程度

第6条中「報告」を「申請」に、「教員」を「教諭等」に、「精神性疾患」を「精神疾
患」に改め、「医師の意見」の次に「（第4条に定める判定審議会の委員に医師が就任し
ている場合は、当該医師を除く。）」を加える。

第7条第1項中「報告」を「申請」に、「教員」を「教諭等」に、「指導力不足教員等」
を「指導が不適切な教諭等」に、「判断」を「認定」に、同条第1項第1号中「報告」を
「申請」に、同条第1項第2号中「報告」を「申請」に改め、同条第1項中「第5条の規
定により」の次に「指導改善」を加える。

第8条中「教員」を「教諭等」に改める。

第9条中「事項」の次に「及び指導改善」を、「実施等」の次に「に」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。